

浜松ウエルネス推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、浜松ウエルネス推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、市民が病気を未然に予防し、いつまでも健康で幸せに暮らすことができる「予防・健幸都市」及び市民が健康で明るく生きがいを持って、いつまでも現役で活躍することができる「70歳現役都市」の実現に寄与すること、並びに市場拡大が見込まれ成長産業として期待されるウエルネス・ヘルスケア産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民の疾病・介護予防や健康づくりに関すること。
- (2) 地域企業の健康経営の推進及び啓発に関すること。
- (3) ウエルネス・ヘルスケア産業の振興に関すること。
- (4) 地域の官民連携体制の強化に関すること。
- (5) 疾病・介護予防・健康づくりに関する官民連携社会実証事業（以下「社会実証事業」という。）への協力及び成果の市民・地域への還元に関すること。
- (6) 前各号に掲げるものの他、前条の目的を達成するために必要な事業。

(会員等)

第4条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 第2条の目的に賛同し市長の依頼に基づき参画する次のいずれかの団体（以下「参画団体」という。）
 - ア 行政機関
 - イ 大学
 - ウ 研究機関
 - エ 病院その他の医療関係団体
 - オ 金融機関
 - カ その他の関連団体
 - (2) 第3条の事業を自ら実施する企業等のうち市内に事務所を置くもの（ただし、会長が特に必要があると認める企業等を除く。以下「地域企業」という。）
- 2 第2条の目的の達成及び第3条の事業の実施に関する助言、支援等を行うため、協議会にオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 顧問 1名
- (3) 副会長 若干名

2 会長は、浜松市長をもって充てる。

3 顧問は、スタンフォード大学主任研究員池野文昭氏をもって充てる。

4 副会長は、会長が選任する。

5 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 役員は、無報酬とする。

(役員職務)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 顧問は、その専門的知見に基づき、協議会を監修する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

(連携組織)

第7条 協議会は、第2条の目的を共有する浜松ウエルネス・ラボ（以下「連携組織」という。）が実施する社会実証事業に協力する。

2 連携組織が実施する社会実証事業は、協議会と連携組織が共に選定する。

3 前2項の事務を円滑に遂行するため、協議会と連携組織とは、「予防・健幸都市浜松」プラットフォーム運営委員会を置く。

(総会)

第8条 総会は、毎年度一回以上、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の決定及び事業の実施報告
- (2) 規約の改廃
- (3) 役員を選任
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の組織、運営等に関し、会長が必要があると認める事項

(運営委員会)

第9条 協議会には、第3条の事業の実施、協議会の運営方法等について協議を行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員長は、浜松市ウエルネス推進事業本部長をもって充てる。

3 運営委員会の委員は、会長が選任する。

4 運営委員会には、委員長が必要と認める場合、委員以外の者を出席させることが出来る。

(企画会議)

第10条 協議会には、運営委員会の下部組織として、第3条の事業の企画立案、

情報共有等を行うため、企画会議を置く。

2 企画会議は、参画団体の担当で構成する。

3 前2項に定めるもののほか、企画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(その他会議)

第11条 協議会は、第3条の事業を具体的かつ機動的に推進するため、分科会その他必要な会議等を設けることができる。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、事務局を浜松市ウェルネス推進事業本部に置く。

(経費)

第13条 協議会の運営に要する経費は、浜松市の予算をもって充てる。

(会計年度)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第15条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和2年4月28日から施行する。

この規約は、令和5年4月 1日から施行する。